

京都市職員安全衛生規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月25日

京都市長 松井孝治

京都市規則第52号

京都市職員安全衛生規則の一部を改正する規則

京都市職員安全衛生規則の一部を次のように改正する。

目次中「第4節 安全衛生推進者及び衛生推進者（第14条の2・第14条の3）」を「第4節 安全衛生推進者及び衛生推進者（第14条の2・第14条の3）
第5節 化学物質管理者及び保護具着用管理責任者（第14条の4～第14条の7）」に、「第5節」を「第6節」に、「第6節」を「第7節」に、「第7節」を「第8節」に改める。

第3条中「衛生推進者」の右に「、化学物質管理者、保護具着用管理責任者」を加える。

第5条第3項中「及び衛生推進者」を「、衛生推進者、化学物質管理者及び保護具着用管理責任者」に改める。

第2章中第7節を第8節とし、第6節を第7節とし、第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 化学物質管理者及び保護具着用管理責任者

(化学物質管理者の設置)

第14条の4 省令第12条の5第1項に規定するリスクアセスメント対象物の製造、取扱い、譲渡又は提供を行う局等及び事業所等に化学物質管理者を置く。

2 化学物質管理者は、前項に規定する局等及び事業所等に属する係長相当職以上の職員で、省令第12条の5第3項第2号に規定する者のうちから、局等にあつては市長が、事業所等にあつては局等の長が任命する。

(化学物質管理者の職務)

第14条の5 化学物質管理者は、局等総括安全衛生管理者、事業所等総括安全衛生管理者又は上司の指示を受け、省令第12条の5第1項各号に掲げる技術的事項を管理する。

(保護具着用管理責任者の設置)

第14条の6 化学物質管理者を置く局等及び事業所等においてリスクアセスメント（省令第12条の5第1項に規定するリスクアセスメントをいう。）の結果に基づく措置として職員に保護具を使用させるときは、当該局等及び事業所等に保護具着用管理責任者

を置く。

- 2 保護具着用管理責任者は、前項に規定する局等及び事業所等に属する係長相当職以上の職員で、省令第12条の6第2項第2号に規定する者のうちから、局等にあつては市長が、事業所等にあつては局等の長が任命する。

(保護具着用管理責任者の職務)

第14条の7 保護具着用管理責任者は、局等総括安全衛生管理者、事業所等総括安全衛生管理者又は上司の指示を受け、省令第12条の6第1項各号に掲げる事項を管理する。

第56条第1項第1号中「及び衛生推進者」を「、衛生推進者、化学物質管理者及び保護具着用管理責任者」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に化学物質管理者及び保護具着用管理責任者に任命されている者は、この規則による改正後の京都市職員安全衛生規則の規定により、それぞれ化学物質管理者及び保護具着用管理責任者に任命されたものとみなす。

(行財政局人事部人事課)